

Atsuko Obase

小橋 敦子

密室で
繰り広げられる
壮絶な
人間模様



調停委員 は見ただ

文芸社

電子書籍の操作について

- ・ 目次をクリックすると、該当ページまで移動します。
また、移動先ページの見出しをクリックすると、目次に戻ります。
- ・ 「十字キー」やマウスのホイールを使用して読み進めます。
- ・ 「フルスクリーンモード」に設定すると、読みやすくなります。

「フルスクリーンモード」設定方法

メニューバー「表示」→「フルスクリーンモード」

Escキーで元の表示に戻ります。

※パソコン環境により、「フルスクリーンモード」が使用できない場合があります。

調停委員は見た

密室で繰り広げられる
壮絶な人間模様

Atsuko Obase 小橋 敦子



はじめに

調停六法によると、民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満の者の中から、最高裁判所が任命する、とある。

調停委員の基本は、迅速に妥当な結論を導き、熱心、誠実、公平な態度で当事者の言うことをよく聴き、柔軟な頭脳で和解に導くテクニックが要求される。なおかつ、守秘義務は言うまでもないことである。私はこの調停委員を民事・家事共に十数年間勤め上げ、近年、任期満了を迎えた。その間、数多くの民事・家事事件を担当し、中には不成立で審判・訴訟移行もあったが、大多数は和解成立に導いた。

はじめに
そこで、私が担当した過去の事件の中から印象に残った事件のいくつかを紹介する。しかし、

言うまでもなく、登場する人物、団体などはすべて仮名である。私は自分が関わった事件を通して人としてのあり方、生き方をお考えいただきたいと思ひ、筆を執った次第である。それでは、密室である調停室で行なわれている調停のドラマを覗いてみよう。

裁判所には法廷、審判廷の他、調停室がいくつか存在する。調停室は小部屋になっていて、真ん中に机があり、片方に男性と女性の調停委員が座り、向かい側に当事者が座る。民事調停の場合は、時として同性同士の調停委員が担当することもある。

申立人と相手方は各待合室で待つてもらひ、大体三十分交替を目安に調停室に招き入れる。申立人と相手方は別席調停が基本になっているが、申立人、相手方の希望により慎重に精査した場合や、事件により調停委員がどうしても判断し、当事者が同意した場合のみ、同席調停もあり得る。

調停成立、不成立時も、申立人、相手方の意向を配慮して同席または別席で行なわれる。調停は、あくまでも申立人、相手方の話し合いであり、お互いがどうしたいかが重要で、譲歩すべき点は譲歩して、双方納得のいく合意点を見出すべく、調停委員は努力を惜しまない。

さあ、皆様、調停室にどうぞお入りください。

平成二十二年十月

目次

はじめに 3

第一部 民事事件

一、債務額決定	14
二、貸金	18
三、損害賠償	20
四、騒音慰謝料請求	22
五、過払い代金の返却	24
六、損害賠償額確定	27
七、相続財産請求	30
八、未払い賃金	32
九、債務不存在確認等	34

十、建物収去、土地明け渡し	37
十一、貸 金	40
十二、債務不存在確認	42
十三、権利金	44
十四、損害賠償	46
十五、建物明け渡し	48
十六、竹藪の伐採	50
十七、警備料、売買代金	53
十八、円満解決	55
十九、店の屋号及び看板の名称変更	58
二十、損害賠償	59
二十一、損害賠償	61
二十二、慰謝料	63
二十三、損害賠償	66
二十四、慰謝料	69

二十五、特定調停	72
二十六、特定調停	75
二十七、特定調停	77
二十八、特定調停	78
二十九、慰謝料	80
三十、特定調停	82
三十一、特定調停	84
三十二、建物明け渡し	86
三十三、損害賠償	88
三十四、特定調停	91
三十五、損害賠償	93
三十六、建物明け渡し	98
三十七、損害賠償額確定	100
三十八、著作物使用料等	103
三十九、建物収去、土地明け渡し	104

第二部 家事事件

四十、特定調停	107
四十一、注意処分取り消し等	108
四十二、特定調停	112
四十三、損害賠償（交通事故）	114
四十四、損害賠償額確定	117
四十五、損害賠償	120
四十六、特定調停	122
四十七、損害賠償	123
四十八、敷金返還	127
四十九、駐車料金	128
五十、貸金	130
一、夫婦関係調整（離婚）	134
二、夫婦関係調整（離婚）	136

三、夫婦関係調整（離婚）	138
四、夫婦関係調整（離婚）	141
五、夫婦関係調整（離婚）	143
六、夫婦関係調整（離婚）	145
七、夫婦関係調整（離婚）	147
八、夫婦関係調整（離婚）	152
九、夫婦関係調整（離婚）	157
十、夫婦関係調整（離婚）	160
十一、夫婦関係調整（離婚、婚姻費用）	163
十二、夫婦関係調整（離婚、子供との養子縁組を解消）	165
十三、夫婦関係調整（離婚）	167
十四、夫婦関係調整（離婚）	169
十五、協議離婚無効確認	173
十六、婚姻費用	175
十七、夫婦関係調整（離婚）	178

十八、夫婦關係調整（離婚）	180
十九、養育費	182
二十、夫婦關係調整（離婚）	184
二十一、協議離婚無効確認	187
二十二、夫婦關係調整（離婚、婚姻費用、慰謝料）	189
二十三、夫婦關係調整（離婚）	194
二十四、養育費	199
二十五、遺產分割	201
二十六、夫婦關係調整（離婚）	205
二十七、養育費不存在、減額	208
二十八①、夫婦關係調整（離婚）	210
二十八②、面接交渉	212
二十九、親權者變更	214
三十、夫婦關係調整（離婚）	218
三十一、親權者變更	220

三十二、親族間紛争	221
三十三、夫婦関係調整（離婚）	225
三十四、養育費減額	227
三十五、婚姻費用分担	229
三十六、夫婦関係調整（離婚、面接交渉）	231
三十七、夫婦関係調整（離婚）	235
三十八、夫婦関係調整（離婚）	238
三十九、夫婦関係調整（離婚）	240
四十、遺産分割	242
四十一、親権者変更	244
四十二、夫婦関係調整（離婚）	246
四十三、慰謝料	249
四十四、慰謝料	252
四十五、婚姻費用	254
四十六、遺産分割、遺留分	256

おわりに

272

四十七、夫婦関係調整（離婚）
四十八、養育費
四十九、夫婦関係調整（離婚）
五十、養育費

269

265

261

258

第一部 民事事件

一、債務額決定

○申立人・二十代男性

○相手方・十代女性

○法廷代理人・父、母

申立人は車に乗っていて、自転車に乗った相手方に衝突し、ケガを負わせたので債務額を決めてほしいとの申し立て。

申立人は九カ月前、下校途中の相手方に当たったのだが、当たったのを知らずに医者に行った。そこで車を見て、そう言えば途中、何か衝撃があったことを思い出して警察に電話した。引き逃げになったが、刑事罰なしの無罪になり、反則点数はマイナス四点だった。その後、相手方の母親から電話があり、「どうい、うことだ。誠意がない。話がある」と言われ、菓子折と二万円を持って見舞いに行った。

車は申立人の義父の名義であり、任意保険は更新を忘れていて切れており、強制保険しか入っていない。

事故後、一カ月の間に、相手方に制服、自転車、ポケットコンピューター代として十二万円を払い、一カ月間の治療費約十八万円を請求されている。

相手方の後遺症は面倒を見るが精神的苦痛には応じられないと訴えた。

相手方は事故で頭を打って一日入院、左足に裂傷を負い、二十七針縫い、むち打ちで通院した。

その後、申立人は相手方から連絡がないし、話し合いもうまくいかず、相手方も調停申立準備をしていたところであった。

相手方は事故後、一カ月間のアルバイト代、足の治療代（整形）、引き逃げによる精神的苦痛による慰謝料、通院のガソリン代、合わせて五十万円を請求したいと言う。

調停二回目

相手方は前回以後、熱を出したり試験があったり大変だったが、申立人の親が治療費十八万円を払いに来たと言う。今までの領収書の一部を提出、文書料約七千円を請求、明日、入院の見積もりに行くと言う。

申立人は保険会社に出すため、相手方のアルバイトの学校許可書も請求した。

調停三回目

相手方は入院、手術が一月後と決まり、一週間から十日間の入院予定で、その後ギプスが半年間、その間、親の学校送り迎えがあり、後、リハビリとなると言う。

申立人は相手方の入院申込書に保証人の印を押し、承諾書、領収書などを受け取った。

調停四回目

申立人は不出頭。

相手方は前回以後、入院・手術を済ませていた。しかし、最初の手術は失敗して大変だったらしい。来週、コルセットを外はずすが、後、半年間のリハビリが待っている。

相手方はアルバイトが出来ないし、母親は相手方介助のための休業補償を請求。三カ月分の病院代、約四十六万円を立て替えている。

相手方が入院中、申立人は見舞いにも来なかったと怒った。

調停五回目

申立人は自賠償の範囲で全額支払うことを約束、加害者請求すると言う。

相手方が症状固定完了したので、支払い未納部分を慰謝料、休業補償と合わせて損保から全

額、加害者請求するので一カ月はかかると言った。

相手方はギブス代三十万円、近々業者から請求が来るし、三日前に症状固定し、リハビリは自然に任せることになった。

相手方としても被害者請求するし、慰謝料、休損も取れるので、これでよいと納得し、調停六回目は申立人のみで、その後の書類集めなどの経緯報告、調停七回目で双方合意成立となった。

調停申立から十カ月を要し、事故から一年七カ月かかって、ようやく解決した。

交通事故は当事者が任意保険に入っていれば損保会社同士でなんとか解決出来るが、強制保険だけの場合、もめることが多い。不景気で任意保険をかけられない人がたくさんいることで、一旦、事故になれば後の始末が大変である。

運転する者はくれぐれも気をつけてほしい。

この相手方も足に傷痕が残り、整形で少しはきれいになったものの女の子ゆえ、心に傷も残り、これから大人の女性になるにつれ、悩みも大きくなっていくことだろう。

交通事故の影響のなんと大きいことか思い知らされた事件であった。

二、貸 金

○申立人・七十代女性

○相手方・四十代女性

○残債務四百万円を返せとの申し立て

申立人は相手方の父の姉である。申立人は独り暮らしで年金暮らしである。相手方から消費者金融の借金返済のため貸してくれと言われ、「サラ金に追われて可哀想や」と同情し、借用証を書いてもらって四百万円を貸した。

ところがなかなか返してくれないので督促状を送ったが駄目で、一カ月前、相手方と話し合ったところ、「返さん」と言われ、この申し立てに至った。利息もつけてほしいと訴えた。先月は相手方が申立人の家の下に来て唸ったりしたので、どうにかしてほしいと困っている様子。さて相手方は未婚で独り暮らし。悪徳商法に騙だまされたり、買物依存症で衝動買いしたりで借

金が増えたらしい。

相手方が今住んでいる家は、申立人とその弟、相手方とその妹の名義で、相手方の持分四分の一のところ、その家を抵当に銀行から一千万円借りていて、消費者金融に二百万円、申立人に四百万円、合計一千六百万円の借金があることが分かった。

絶対、自己破産はしたくないと昼も夜も働いている。申立人には分割で返済すると言う。

申立人は月二万円、相手方は月一万円と主張。相手方は申立人は伯母だから、なんとかしてほしいと訴え、中を取って、月一万五千元で二百六十七回、二十二年の長きに亘るも、申立人が仕方がないと折れて、即日和解成立。

いつも調停で思うことだが、お金の貸し借りはたとえ血が繋がっていようと、あまり、しないほうがよいと思う。返済出来ない時に犬猿の仲になってしまったり、他人ならば友達関係が破綻してしまったりする。お互いに困っている時に助け合うのは素晴らしいことだが、お金を貸す時は、あげたと思つて貸していれば、後々、問題が起これないのではないだろうか。

三、損害賠償

○申立人・十代男性

○法定代理人・親権者 母

○相手方・十代男性

○法定代理人・親権者 父、母

申立人と相手方は共に少年野球のメンバーである。ある日、野球の試合で、相手方が打って放り投げたバットが申立人の口に当たり前歯の上二本が損傷し、下二本は折れた。つまり四本が損傷を受け、現在は仮の挿し歯の状態である。歯医者によると本格的な治療は五年後以降になり、今の医療では三百万円のインプラント治療になると聞き、慰謝料の五十万円を上乗せして支払えとの申し立て。

事故後、相手方からは菓子箱を持って三回来たのみである。

相手方の親は最初、相手方は「していないと言っている」と言ったが、申立人の親が相手方に直接聞いたら「した」と言った。そこで、相手方の親は過失を認め、五年後の治療費を全額持つと言った。

しかし初回、相手方の親はこれは子供の遊びで起こった事故であり、すべてひっくり返して三十万円しか払えないと主張。申立人の親は納得せず、次回、医師の見積書を持参することで終了した。

調停二回目

申立人の親は医者の見積書を持参。インプラント一本六十万円の四本分、二百四十万円＋通院費、諸々込みで三百万円、慰謝料五十万円と当初の申し立てを変えなかった。

相手方の親はインプラントは一本四十万円で出来ると言ったので、「それなら医者を紹介してくれ」と申立人の親は険悪になった。相手方の親は前回以後、弁護士に相談してきていて、結局、治療費百五十万円、慰謝料十万円、計百六十万円を譲らず、子供がしたことと繰り返し返した。

申立人の親は母子家庭でもあるし、双方、近所なので裁判は避けたく、納得せざるを得なかった。支払いは五十万円を一括で六カ月以内、百十万円は今すぐ用意出来ないのと、五年後の

手術ということもあり、相手方の学資保険の下りる三年後と決まった。

この事件は申立人側が折れた形で和解成立。しかし歯は永久歯となれば二度と生えてこないし、申立人は五年後のインプラント治療で一生を送らなければならない。どうか治療がうまくいってお互いに、しこりを残さねばよいがと祈らずにはおられなかった。

四、騒音慰謝料請求

○申立人・四十代夫婦

○相手方・三十代夫婦

申立人と相手方は隣同士、申立人が三年前、隣に越してきてからステレオの音がうるさく、夫婦と高校生の娘が精神障害になり、神経科に通院。夫は入院もし、休業補償、通院費用、慰謝料を払えとの申し立て。

申立人の娘の窓と相手方の窓は近く、すごいボリュームでステレオを鳴らしているため、テ

ストの時も勉強出来ない。それに申立人の家中の部屋に丸聞こえで、ストレスが溜まり、妻は耳鳴りが出るなど家族全員が病気になった。

これまで、再三、相手方に注意をしたが、テストの時は窓に「テスト中」と貼紙をせよとか、文句を言われたが、隣近所も皆うるさいと言っていることもあり、ここ二、三カ月は少し静かな日もある。

相手方は三交替の仕事で昼、寝ることもあり、申立人の犬がうるさくて寝れないので、犬をつなぐ位置を変えろと主張。ステレオについてはすでに配置換えをした。

相手方は、自分たちはここに二十年住んでいるが申立人のやり方はえげつなくて、すぐ警察を呼んできて、これまで三回警察が来たし、どなり込んで来るので、精神的におかしくなると訴えた。そして治療費ぐらい払ってもよいと。

それに対し申立人は、これまで犬のことは言われなかった。犬は動かせない。犬のことは改めて調停申し立てせよと言う。そして金のことは問題ではなく誠意ある謝罪をせよと……。しかし、治療費は三人で一万円かかった。

相手方も申立人から相手方の勤め先の上司にまで電話をされて迷惑をこうむっている。

以上、双方どっちもどっちで、隣同士仲良くすることの一応合意が成立した。その後、

犬についての申し立ては聞いていないので、別のところに動かしたと思いたい。

遠くの親戚より近くの他人という言葉があるとおり、何かの時はお互いに世話になることもある。向こう三軒両隣、いがみ合わないように生活したいものである。

五、過払い代金の返却

○申立人・六十代男性

○相手方・某仏壇会社

申立人は相手方に過払い金百五十五万円を払えとの申し立て。

申立人は相手方から六年前に七百万円の仏壇を五百五十万円にまけてもらって購入した。

最初に手付金百八十万円を支払い、一カ月後に残金と消費税を支払った。そして、別の仏壇店に行ったら同じものを六百万円で売っていたので、相手方に解約を申し込んだところ、駄目と拒否された。それから十カ月後、仏壇が納入されたが、約束の品と違って、三百万〜四

百万円の品物だった。そこで四百万円と見て消費税をプラスして差額分の百五十五万円を返却せよというもの。

相手方は申立人に仏壇を納入した日、契約の品と違うと文句を言われ、「五十万引いてくれ」と言われた。そこで担当者は四十万円値引きした。その担当者はすでに退職しているが当時の領収書もある。

その後、今日まで、申立人からハガキが四十二回、手紙も四通来て、その度に、訪問し、話し合いを繰り返してきた。相手方は約束の品を納品して決して別の物ではない。十六羅漢を三人天人に変更し、欄間の取り換えは完了している。

申立人は堂造りにするからと言うので、相手方が百五十万〜二百万円いると言ったら申立人は、もういいと言ったが、元々三百万円の仏壇だから二百万円出せと要求された。とにかく、仏壇が違うので騙された、部品を換えるのお願いばかり言われている。また、絵、障子、五具足が安物と言われて、五具足を交換した。十八万円かかっている。

半年前に申立人の注文分はすべて完了したが、申立人の不信任は消えていない。

これまで責任を以て対応してきたし、部品交換もしたが、申立人からの度々のクレームに、いい加減困っている。納品時に四十万円相手方に返しているし、仏具、蒔絵交換分に二十九万

円余りかかっているので申立人の申立額から、その分を差し引いて解決金を考えていると話した。正式な額は次回になった。

調停二回目

申立人は意外に落ち着いていて、解決金五十万円でもよいと言ったが、相手方は八十万円一括で返すと言って、すんなりと和解成立した。

相手方はこの六年間、申立人の度重なる注文に苦慮してきたとみえて、やっと安堵の色が見られた。

仏壇は素人が仏壇売場に行ってもなかなか見分けがつかず、よく分からないようで、それでいて一生に一度あるかないかの買い物で、いろいろと迷ってしまう。この申立人も注文の時見た印象と納入の時の印象が違っていったのかもしれない。その間、別の仏壇店の仏壇をいろいろ見ていたことによるのかも……。

とにかく一件落着となり、一番喜んでいるのは中に入っている御先祖様や仏様ではなかろうか。それにしてもよかったよかった。

途中省略

続きは製品版にてお読みください。

著者プロフィール

小橋 敦子 (おばせ あつこ)

72歳

調停委員は見た 密室で繰り広げられる壮絶な人間模様

2011年 2月15日 電子版発行

著 者 小橋 敦子

発行者 瓜谷 網延

発行所 株式会社 文芸社

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-10-1

電話 03-5369-3060 (編集)

03-5369-2299 (販売)

<http://www.boon-gate.com>

© Atsuko Obase 2011 Coded in Japan

ISBN978-4-286-09852-4

(紙の書籍をお求めの場合には、お近くの書店にてお尋ねいただくか、文芸社ホームページ

<http://www.bungeisha.co.jp> をご参照ください。)

新 11.01.20 フクイン